

## 第33回厚岸町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年6月10日（金）午前10時00分から午前11時00分

2 開催場所 厚岸町役場 庁議室

3 出席委員（10名）

（1）会 長 1番 遠 藤 浩 一

（2）委 員 4番 蝦 名 哲 也 6番 小 澤 洋 之

7番 中 井 勝 之 8番 中 山 康 彦

10番 石 澤 由 紀 子 11番 小 山 裕 一

14番 樋 浦 泰 夫

4 欠席委員（4名）

（1）委 員 2番 貢 則 夫 3番 河 村 公 貴

5番 佐 藤 仁 昭 12番 多 田 和 文

5 議事日程

第1 報 告第34号 農業経営改善計画の認定について

第2 議 案第90号 現況証明願について

第3 議 案第91号 現況証明願について

6 農業委員会事務局職員

局長 石崎 辰也、係長 古賀 栄哲、主任 長谷川 大展

## 第 33 回厚岸町農業委員会総会議事進行シナリオ

(令和 8 年 6 月 10 日)

<p>局長</p>	<p>まずは、お集まりの皆様には津波避難時の行動についてお知らせいたします。この会場の最寄りの津波指定避難場所はコンキリエです。津波警報、大津波警報が発表された場合は、職員（スタッフ）の指示に従い、速やかにコンキリエへ避難するよう、お願いいたします。</p> <p>では、改めて本日はお忙しい中、本総会に出席いただき、ありがとうございます。開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。</p> <p>10 時現在、出席委員 10 名、欠席委員 4 名、よって、厚岸町農業委員会会議規則第 9 条に定める、在任委員 14 名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、ただいまから第 33 回厚岸町農業委員会総会を開催します。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶)</p> <p>はじめに、本日の議事署名委員を指名します。</p> <p>議席番号「9 番 伊藤委員」、「11 番 小山委員」をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事日程に従い議案を進めてまいります。</p> <p>日程第 1 第 34 号「農業経営改善計画の認定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
<p>長谷川</p>	<p>議案書 1 ページをお開き願います。</p> <p>報告第 34 号「農業経営改善計画の認定について」</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 12 条第 5 項の規定に基づき、厚岸町から農業経営改善計画の認定をした旨通知があったので報告する。</p> <p>令和 8 年 6 月 10 日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の認定は、菊地 道雄、中山 慎一、武隈 禎典氏の更新が 3 件となっております。</p> <p>議案書 4 ページに今回の認定農家の一覧表、5 ページに令和 8 年 5 月 18 日時点での認定農家数を掲載しております。</p> <p>認定農業者については議案説明資料 1 ページをご確認ください。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>報告第 34 号について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に無いようですので、報告第 34 号は原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に日程第 2 議案第 90 号「現況証明願について」を議題とします。事務局から説</p>

	<p>明願います。</p>
長谷川	<p>議案書 6 ページをお開き願います。          議案第 90 号「現況証明願について」          次の者より、現況証明願を受理したので、証明書を交付することについて、議決を          求める。          令和 8 年 6 月 10 日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一          提案内容について、ご説明申し上げます。          今回の案件は 1 件となっております。          証明願の写しについては、議案書 7 ページに、位置図等の資料は議案資料 2～7 ペー          ージに掲載しております。          詳細については議案説明資料 1 ページに掲載しておりますので、説明は省略させて          いただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>議案第 90 号について、何かご意見・ご質問はございませんか。          (質疑なし)          特に無いようですので、議案第 90 号は原案のとおり承認させていただきます。          ここで追加議案を日程に追加いたします。          日程第 3 議案第 91 号「現況証明願について」を議題とします。事務局から説明願          います。</p>
長谷川	<p>追加議案書 1 ページをお開き願います。          議案第 91 号「現況証明願について」          次の者より、現況証明願を受理したので、証明書を交付することについて、議決を          求める。          令和 8 年 6 月 10 日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一          提案内容について、ご説明申し上げます。          証明書の写しについては、追加議案書 2 ページに、位置図等の資料は追加議案資料          2～4 ページに掲載しております。          詳細については追加議案説明資料 1 ページに掲載しておりますが。追加議案のため          口頭でご説明させていただきます。</p> <p>議案第 91 号 現況証明願について(1～2 ページ)          番号 1          所在地 尾幌 2253 番          地積 4,849.00 m<sup>2</sup>          地目 公簿「原野」 現況「農地・採草放牧地以外」          所有者及び申請者は荒岡喜二氏で位置図等は議案資料 2～4 ページに掲載してあり          ます。なお、6 月 5 日に現場確認を佐藤委員、蝦名委員及び事務局で行い、「農          地、採草放牧地以外」であることを確認しております。公簿は「原野」となっており          ますが、課税資産台帳上、現況地目が「牧場」となっているため、法務局では農          地として扱い、所有権の移転ができないため、現況証明願を提出し、農地・採草放          牧地以外であることを証明するものであります。</p> <p>以上で、議案第 91 号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますようお          願い申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。  (質疑なし)  特に無いようですので、議案第 91 号は原案のとおり承認させていただきます。  全体を通して何かございませんか。  特になければ、これで本日の議案の審議は全て終了しました。  事務局からスケジュール等について、説明願います。</p>
<p>長谷川</p>	<p>第 32 回総会で質問がございました。農地売買事業 貸付タイプについて報告させていただきます。  本日お配りしております農地売買事業参考資料をご覧ください  まずは農地売買事業貸付タイプにおける事務手続きの流れについてご説明させていただきます。参考資料 1 ページをお開きください。参考資料のとおり、貸付タイプについては計 3 回農業委員会総会を通す必要があります。参考資料 2 ページをお開きください。こちらは第 32 回農業委員会総会で議案として挙がった即売りタイプとなり、1 回総会を通す必要があります。  次に参考資料 3 ページをお開きください。農地売買事業貸付タイプの共通事項を一部抜粋したものを掲載しております。甲が借り手（農業者）、乙が貸し手（農業公社）となっております。まず禁止行為としては、当該土地に構築物を設置すること、当該土地の形質を変更させることが禁止行為となっております。次に修繕及び改良についてですが、農業公社から借り受けている農地の改良について甲（農業者）は、乙（農業公社）の同意を得て当該土地の改良を行うことができます。ただし、その改良が軽微である場合には乙（農業公社）の同意を要しないとされています。最後に租税公課の負担について、当該土地に対する固定資産税その他の租税は乙（農業公社）が負担することとされています。  また、北海道農業公社から農地売買事業（貸付タイプ）における農地改良等について回答を掲載しております。土地の改良について、暗渠の設置による水はけの改善、隣接地との接続における森林の伐採等は同意を要しない。ただし道営事業等による大規模な改良または伐採等における大規模な農地面積の増加については事前に相談して欲しいとしています。  最後に参考資料 4 ページをお開きください。農地売買事業の手数料及びメリット措置について掲載しております。まず、手数料についてですが、出し手（売る側）は買入価格の 2%、受け手（買う側）は買入価格の 1%または売渡価格の 1%を公社に支払うものとなります。  次に農業公社が行う事業のメリット措置についてですが、出し手は貸付タイプですと 1500 万円の控除、即売りタイプですと 800 万の控除を受けることができます。受け手は不動産取得税の特例措置や登録免許税の特例措置を受けることができます。  以上が農地売買事業に係る報告となります。</p>
<p>局長</p>	<p>補足となりますが、参考資料 3 ページ、公社からの回答について、暗渠による水はけの改善、隣接地との接続における森林の伐採等は同意を要しないとしていますが、「等」の部分について境目があいまいであるため、トラブルを避けるためには一度農業公社へ、農業者が直接あるいは農業委員会を通して相談することが必要で</p>

	はないかと思えます。
古賀係長	・スケジュール
会長	全体を通して何かございませんか。 (会長挨拶) 以上で、第33回厚岸町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労様でした。